



福県医発第1494号(地)
平成23年 9月22日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会長 松 田 峻一良
(公印省略)

(財) 労災保険情報センターが行う長期運転資金貸付制度
の追加募集について

(財) 労災保険情報センター(RIC)が実施する「長期運転資金貸付」につきましては、平成23年4月14日付け福県医発第140号(地)にてご連絡申し上げておりましたが、今般、これまでの貸付決定状況を踏まえ、改めて別添のとおり、「長期運転資金貸付」の追加募集が行われることとなった旨日本医師会より通知がありましたので、ご連絡申し上げます。

なお、本制度の概要は下記のとおりであります。各契約医療機関(借入れ申込対象医療機関)にはRICより直接通知されることとなっております。

記

[長期運転資金貸付制度 概要]

1. 貸付申込対象者

RICと労災診療共済契約締結後1年以上経過している契約者(平成22年9月以前の契約)で、かつ、援護事業による診療費貸付(診療費立替払)の実績を有する医療機関(ただし、現在借入れのない医療機関とする。)

2. 貸付資金の用途

契約医療機関の経営の改善、医療施設の整備等

3. 借入申込期間・申込先及び貸付金振込日

(1) 借入申込期間

平成23年10月3日(月)～同年10月31日(月)

(2) 借入申込先

RIC本部事務所(「借入申込書」は、RIC本部より契約医療機関に送付)

(3) 貸付金振込日

平成23年12月26日(月)

4. 貸付額

各医療機関の借入申込月の前1年間に於いて、援護事業により貸付された診療費の80%の5倍を限度(診療費立替払額の4倍以内)

ただし、1 医療機関に対する最高貸付額は1, 0 0 0 万円、最低貸付額は1 0 0 万円とし、貸付額の単位は1 0 万円

5. 貸付利率

財政融資資金法に基づく、財政融資資金貸付金利率（平成2 3 年1 2 月1 日現在）から1. 0 % を減じた利率（固定金利）（ただし、利率の下限は、0. 1 %）

※参考：平成2 3 年度7 月の利率は0. 1 %

6. 貸付期間

貸付金の返済期間は5 年以内（ただし、必要に応じて6 カ月以内の措置期間を設けることが可能（この場合、措置期間は返済期間に含まれる））

7. 返済方法

- （1）元利均等方式により、毎月の援護事業の診療費の貸付額（診療費立替払額）から控除
- （2）援護事業による診療費の貸付額（診療費立替払額）が当該月の返済額に満たない場合は、その差額分は別に返済（翌月の1 5 日までに銀行振込等で返済）

8. 遅延損害金

約定による債務不履行の場合は、返済すべき金額（元金）に対し、年1 0 % の割合（3 6 5 日の日割計算）の延滞損害金を徴収

9. 保証人等

保証人、担保は不要（ただし、貸付の可否については、各都道府県医師会の意見を反映）

日医発第543号(保140)
平成23年9月13日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長
原 中 勝 征

平成23年度長期運転資金貸付の追加募集について

(財) 労災保険情報センター(RIC)が実施する「長期運転資金貸付金貸付」について、平成23年度の実施にあたりましては、本年5月に例年どおり募集を行い、また、本年8月には東北地方太平洋沖地震により被災された契約医療機関(災害救助法適用地域(東京都の区域を除く)の対象となっている7県(青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県)に所在する契約医療機関)に対し、追加募集を実施したところであります。

今般、これまでの貸付決定状況を踏まえ、あらためて別添のとおり、「長期運転資金貸付金貸付」の追加募集を行うこととなりましたのでご連絡申し上げます。

なお、当該融資を受ける者の選定に当たっては、各都道府県医師会の意見を聴取することとしておりますので、ご協力方よろしくお願い申し上げます。

また、各契約医療機関(借り入れ申込対象の医療機関)に対しましては、別添の「《平成23年度》長期運転資金貸付追加募集のお知らせ」により、RICから直接ご案内する予定でありますことを申し添えます。

記

[長期運転資金貸付制度 概要]

1. 貸付申込対象者

RICと労災診療共済契約締結後1年以上経過している契約者(平成22年9月以前の契約)で、かつ、援護事業による診療費貸付(診療費立替払)の実績を有する医療機関(ただし、現在借入れのない医療機関とする。)

2. 貸付資金の用途

契約医療機関の経営の改善、医療施設の整備等

3. 借入申込期間・申込先及び貸付金振込日

(1) 借入申込期間

平成23年10月3日(月)～同年10月31日(月)

(2) 借入申込先

RIC本部事務所(「借入申込書」は、RIC本部より契約医療機関に送付)

(3) 貸付金振込日

平成23年12月26日(月)

4. 貸付額

各医療機関の借入申込月の前1年間において、援護事業により貸付された診療費の80%の5倍を限度（診療費立替払額の4倍以内）

ただし、1医療機関に対する最高貸付額は1,000万円、最低貸付額は100万円とし、貸付額の単位は10万円

5. 貸付利率

財政融資資金法に基づく、財政融資資金貸付金利率（平成23年12月1日現在）から1.0%を減じた利率（固定金利）

（ただし、利率の下限は0.1%）

※参考：平成23年度7月の利率は0.1%

6. 貸付期間

貸付金の返済期間は5年以内（ただし、必要に応じて6ヵ月以内の措置期間を設けることが可能（この場合、措置期間は返済期間に含まれる））

7. 返済方法

- ・元利均等方式により、毎月の援護事業の診療費の貸付額（診療費立替払額）から控除
- ・援護事業による診療費の貸付額（診療費立替払額）が当該月の返済額に満たない場合は、その差額分は別に返済（翌月の15日までに銀行振込等で返済）

8. 遅延損害金

約定による債務不履行の場合は、返済すべき金額（元金）に対し、年10%の割合（365日の日割計算）の延滞損害金を徴収

9. 保証人等

保証人、担保は不要

（ただし、貸付の可否については、各都道府県医師会の意見を反映）

[添付資料]

1. 平成23年度 長期運転資金貸付の追加募集について
（平23.9.5 労保情発第74号 財団法人労災保険情報センター理事長）
2. 《平成23年度》長期運転資金貸付追加募集のお知らせ
（財団法人労災保険情報センター）



労保情発第74号
平成23年9月5日

社団法人 日本医師会
会長 原中 勝 征 殿

財団法人 労災保険情報センター
理事長 林 勝



平成23年度長期運転資金貸付の追加募集について

秋分の候貴殿におかれましてはますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、例年5月に実施しておりました長期運転資金の貸付けの募集を本年は5月及び東日本太平洋沖地震で被災された契約医療機関に対しまして8月に実施したところでございます。

なお、先の労災診療共済事業運営委員会で議決されました追加募集（10月に募集、12月に貸付）を実施することとし、今般別添「長期運転資金貸付 追加募集のお知らせ」により契約医療機関に配布することと致しました。

つきましては、貴殿から都道府県医師会様にご連絡いただきますようご協力方お願い申し上げます。

長期運転資金貸付追加募集のお知らせ

長期運転資金の貸付を、次のとおり実施しますのでお知らせいたします。

1 借入申込対象者

労災診療共済契約締結後1年以上経過し、かつ、診療費立替払の実績のある医療機関とします。

なお、現在お借入れのない医療機関とします。

2 借入申込期間・申込先

平成23年10月3日（月）から同年10月31日（月）まで
当財団の **本部事務所** へお申込み下さい。

3 資金の用途

経営の改善、医療施設の整備等としてご利用下さい。

4 貸付額

貸付限度額は1,000万円、最低貸付額は100万円、貸付額の単位は10万円です。

（貸付額は、借入申込月の前1年間の診療費立替払額の80%の5倍以内としますので、最低貸付額100万円を借入れる場合の診療費立替払額は最低25万円となります。）

5 貸付利率

貸付金の利率は、財政融資資金法に基づく12月1日現在の貸付金利率から1.0パーセントを減じた固定金利とします。

ただし、利率の下限は、0.1パーセントです。

(※参考までに、平成23年度7月貸付の利率は0.1パーセントでした。)

6 貸付期間

貸付金の返済期間は5年以内とします。

(必要に応じて6ヶ月以内の据置期間を設けることができますが、
利息はお支払いいただきます。)

7 貸付決定

借入申込が多い場合には、抽選により貸付対象者を決定させていただきます。

8 貸付契約締結

貸付が決定しましたら「金銭消費貸借契約書」に署名捺印・必要事項を記入のうえ「印鑑証明書」を添えて提出していただき、貸付に関する契約を締結します。

(※保証人・担保は必要ありません)

9 貸付金振込日

平成23年12月26日（月）

10 貸付金の返済

貸付金の返済方法は元利均等方式とし、毎月の診療費立替払額から控除して返済金に充当しますが、控除できない場合は翌月の15日までに銀行振込等で返済していただくことになります。

（ 貸付金利が0.1%として5年間で返済する場合の毎月の返済額の目安は、100万円の借入で約17,000円、1,000万円で約167,000円です。 ）

11 延滞損害金

約定による債務を履行されないときには、返済すべき金額（元金）に対し、年10パーセントの割合（365日の日割計算）で延滞損害金をいただきます。

詳細については、当財団本部へお問い合わせ下さい。

平成23年9月

財団法人 労災保険情報センター
援護共済部

〒112-0004 東京都文京区後楽1-4-25
TEL 03-5684-5516
FAX 03-5684-5521